

確認書の記入上の注意箇所

※この紙に記載されている金額は例です。実際の支給額ではありません。

調整給付金（※）支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、**令和6年10月31日（木）までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。**
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座振込
支給日 確認書を受理し審査完了後1カ月程度
支給口座 裏面に記載の口座へ振り込みます。
支給額 7万円
扶養親族数 2人 扶養親族数には控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。（国外居住者を除く）

（1）調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×3人(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	90,000 円	22,900 円	67,100 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×3人(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	30,000 円	65,000 円	0 円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	67,100 円	0 円	67,100 円
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切り上げ)
			7 万円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得額」及び「令和6年度分住民税所得割額」は、令和6年10月31日現在の状況に基づき算定した額です。

※令和6年中に市外に転居した場合は、転居後の住所を記載してください。転居の届出書（コピー）を取って大切に保管してください。

※各数値について重大な相違を認め、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、訂正理由書（必要に応じて納税通知書、特別徴収税額通知書等）の写しを添えて返送期限までに返信がない場合は、申請内容が正しいと見做され、誤りがある場合は、訂正後の内容に基づき算定させていただきます。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、申請内容が正しいと見做され、誤りがある場合は、訂正後の内容に基づき算定させていただきます。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェックボックスに「」を記入してください。
【 私は給付金を受給しません 】

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先 電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	-------------	--

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座

以下のいずれか1つのチェック欄(□)

- ①世帯主、下記のいずれか
※ マイナポータル等から公金受取口座を指定する
- ②下記の現に使用している世帯主
 住民税等の引落口座 この口座への振込を希望する場合
- ③下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

①は、公的年金の振込口座とは異なります。

申請者本人(確認書宛名の方)がマイナンバーカードに口座登録をしてないと、選べません。

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
上記チェック欄①又は②を選択した場合は、記入不要です。 ③を選択した場合は、 申請者本人(確認書宛名の方)名義の口座情報 を記入してください。 記入された場合は、通帳等の写し(口座情報がわかるページ)を提出してください。				

(注) 金融機関で口座がなければ、申請者本人の口座に振り込まれる。ただし、立寄申付が定額賦金調整給付金口座(0000 00 0000)などお問い合わせください。

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

「(2) 給付金の振込先口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

代理人が確認する場合は、下記の代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

フリガナ	申請者本人	代理人
代理人	申請者本人(確認書宛名の方) 以外の方(代理人)が確認・受給する場合は、記入してください。 申請者本人(確認書宛名の方) 及び代理人の本人確認書類の提出が必要となります。	
上記	確認・請求及び受給 委任方法の選択は不要です。	

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

提出書類確認表

『調整給付金 支給確認書』

※必要事項をご記入ください。

氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)、振込口座

『本人及び代理人確認書類の写し(コピー)』

※確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写し(コピー)のいずれか1つを添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※「(2) 給付金の振込先口座」で③をチェックした場合のみ添付してください。

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』

※表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がかかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)